

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞は、国内外の広範なニュースや情報を報道し、多様な意見・論評を広く国民に提供している。民主主義の主役は国民であり、その国民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など様々な分野の情報を手軽に入手できる環境が重要である。そのような意味で新聞は、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に寄与しており、公共性の高い生活必需品ともいえる。

新聞を家庭や事業所などに直接届けているのは新聞販売店であり、広大な中山間地域を抱える本県においても、採算を度外視して新聞を届け、日本独自の「戸別配達制度」を支えている。それは県民の「知る権利」に応え、言論・表現の自由を守り続けることが公共的、文化的使命と考えるからにほかならない。

国では消費税増税をめぐる議論が交わされているが、増税になった場合、家庭の経済的負担が大きくなり、新聞購読を止めるケースが増え、戸別配達制度の維持も困難になっていく。欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌、電子媒体にゼロ税率や軽減税率を適用し、国民が知識を得る負担を軽くしている。

近年、文字離れ、活字離れによってリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が問題となっているが、そのような状況下での知識への課税強化は、確実に文化力の低下をもたらし、わが国の国際競争力を衰退させる恐れがある。

国民がより少ない負担で新聞を購読できる環境を維持することは、民主主義と活字文化、地域社会の発展に欠かせない。高度情報化社会が進む一方で世代間、地域間の情報格差も生まれており、特に高齢化が進む本県では、知識や情報を得る手段は幅広く確保しておく必要がある。

よって、国会並びに政府におかれては、消費税増税にあたり複数税率を導入し、新聞への軽減税率を適用するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿